基山町都市計画マスタープラン抜粋

1

計画の目的と位置づけ

(1) 計画の目的

都市計画マスタープランは、基山町全体のまちづくりの総合的な指針である『第4次基山町総合計画』を都市整備の観点から体系化し、都市計画に関わる諸施策を具体的に展開していく際の指針として、本町の健全な発展に向けた秩序ある都市整備を推進していくことを目的として策定します。

(2) 計画の役割

都市計画マスタープランは、長期的な視点に立って地域の特性を活かしたまちづくりを進める総合的な指針として、次の様な役割を持ちます。

1) 望ましい将来のまちの姿を具体的に示します

総合計画に示される将来像の実現に向けてまちの姿を明確にし、まちづくりに関する町民、 事業者、行政の共通認識としてわかりやすく示します。

2) まちづくりに関わる各種計画の相互調整を図ります

都市の将来像を実現するため、土地利用、都市施設、市街地開発事業、地区計画※、都市環境等の各種まちづくり計画について相互調整し、整合を図ります。

3) 個別の都市計画決定や変更の指針となります

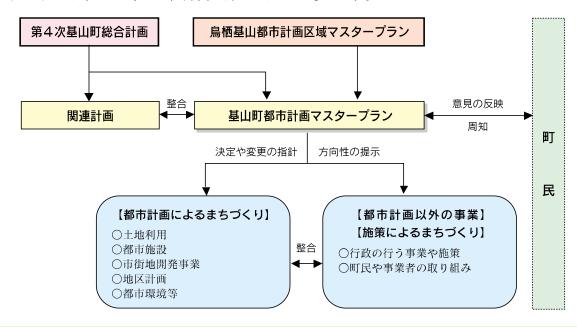
道路や公園等の都市施設の整備、各種まちづくり事業の推進に関わる都市計画の決定や変更にあたっての指針として運用します。

4) 町民や事業者によるまちづくり活動の方向性を示します

町民や事業者による、地域に根ざしたまちづくりを推進するための指針として運用します。

(3) 計画の位置づけ

都市計画マスタープランは、『第4次基山町総合計画』や佐賀県で定めている『鳥栖基山都市計画 区域マスタープラン*』等の上位計画に即して定めるものです。



一体的に整備、開発及び保全を図る地区について、道路・公園等の地区施設の配置及び規模に関する事項や建築物の形態・ 用途・敷地・意匠等について、総合的かつ一体的に定めた計画である。地区の特性に応じて、地域住民の意向による計画を 定め、良好なまちづくりを推進する制度をいう。

【都市計画区域マスタープラン】… 都市計画区域マスタープランは、正しくは「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(都市計画法第6条の2)といい、都市全体や身近なまちを将来どのようにしていきたいかについて基本的な方針を都道府県が定めるもの。

KIYAMA **し。**計画策定の趣旨

(4) 目標年次

都市計画マスタープランは、概ね20年後に目標をおき、長期的なまちづくりの方向性を示します。 ただし、社会経済情勢の変化等が生じた際には、必要に応じてこれを見直すこととします。

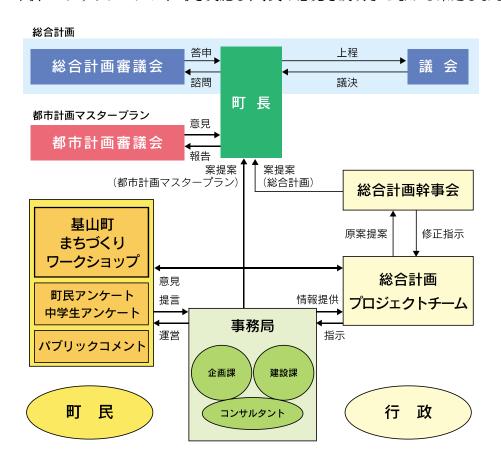
(5) 対象区域

基山町全域を対象とします。

2 計画の策定体制

都市の健全な発展に向けた計画的な都市整備を推進していくためには、行政はもとより町民や事業者の相互協力が重要です。

このため、都市計画マスタープランは、「基山町まちづくりワークショップ*」、「町民アンケート」、「中学生アンケート」、「パブリックコメント*」を実施し、町民の意見を反映させながら策定しました。



3 計画の構成

都市計画マスタープランは、町全体のまちづくりの基本的な方向と考え方を示す「まちづくりの基本方針」、都市計画の部門別の方針を示した「まちづくりの部門別方針」、地域の特性を踏まえたきめ細かいまちづくりを推進するための「まちづくりの地域別方針」、計画を具現化させるための「実現化方策」を柱として構成しています。

【ワークショップ】………… 誰もが意見を言いやすいように工夫された形式張らない会議の一種で、創造行為と合意形成に焦点をおいている。近年、住民参加の手法としてよく使われるようになった。

【パブリックコメント】…… 広く町民に対して、広報紙やホームページ等の媒体を通じて、政策の在り方、政策案に対する意見を受け付ける機会を確保し、受け付けた意見を考慮して政策案の修正等を含め政策の検討を行う一連の政策立案上の手続きを意味する。